

# 受刑者の知的能力の実態 —大規模調査の結果と解釈—

まつ  
だ  
しんのすけ  
**松田 慎之介**  
矯正研修所効果検証センター効果検証官補

## 一 はじめに

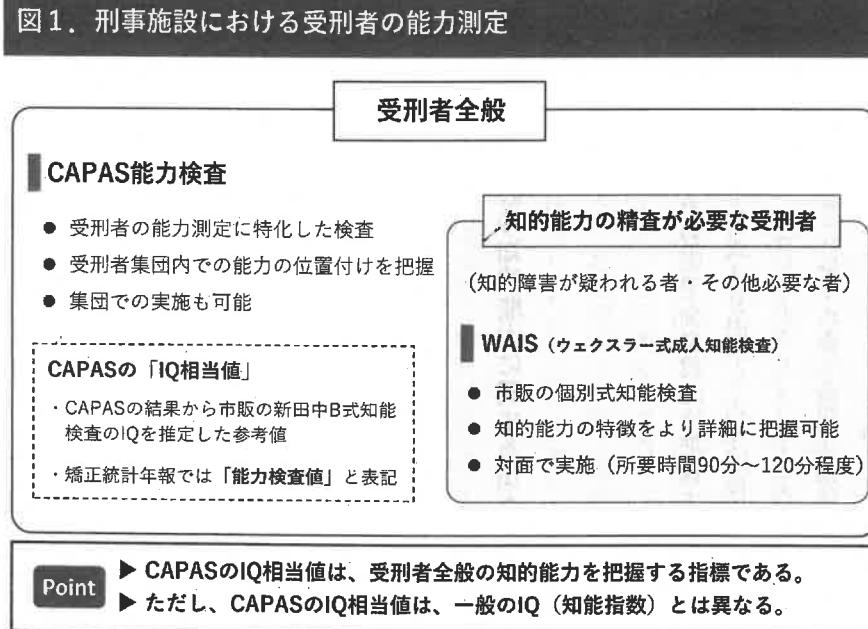
再犯防止に向けた効果的な矯正処遇の展開に当たり、対象者の個々の特性を的確にアセスメントすることの重要性は言うまでもありません。その中でも受刑者の知的能力に関しては、刑務作業や改善指導の内容、福祉的支援の必要性等を検討する上で確実に把握すべき情報の一つです。

本稿では、受刑者の知的能力に関する知見を得るため

に、令和三年度に矯正研修所効果検証センターで実施した大規模調査から得られた結果について紹介するとともに、知能検査の結果から得られるIQ（知能指数）等の数値についての解釈や、受刑者の処遇や各種支援の参考にする際の留意点についても触れたいと思います。

## 二 刑事施設における受刑者の能力測定（図1）

### (一) CAPAS能力検査



CAPASでは、受刑者の作業適性等を複数の指標から検討できますが、その指標の一つに、「IQ相当値」があります。これは、CAPASの結果から、市販の新田中B式知能検査の「IQ」を推定した参考値です。矯正統計年報では「能力検査値」と表記されています。

### (二) IQ相当値（能力検査値）

「のものとして誤解されやすいため、矯正統計年報では、「能力検査値」という名称で記載され、「IQ」とは区別されています。

### (三) 受刑者の能力測定をめぐる課題

受刑者の中で、知的障害及びその疑いがある者や個別の事情から知的能力の精査が必要と判断された者に対しても、CAPASに加え、知的能力の特徴を更に詳細に把握できる、市販の個別式知能検査を実施することとなります。その代表的なものがウエクスラー式成人知能検査（以下「WAIS」という）であり、対象者と対面で、一時間半から二時間程度掛けて行う検査です。このように、市販の個別式知能検査を実施するのは、受刑者全体の一部であるところ、CAPASの結果は社会一般での共通の指標であるIQを算出するものではありません。時代とともに、受刑者の年齢構成やその特性も変化していることから、改めて、受刑者の知的能力の実態とCAPASの検査結果の関係を確認する必要があるほか、市販の知能検査の結果との関係も考えていく必要があります。

### (二) 調査対象者

する際に用いた検査）とほぼ同等の検査であり、言語能力を要しない記号や図形を取り扱った項目で構成されています。

全国の刑事施設<sup>(3)</sup>において、刑執行開始時調査を受ける受刑者のうち、本調査に同意した一六一八名を調査対象者としました。その性別、年齢構成比及び犯罪傾向の進度等の分布は、令和元年末時点の収容人員に基づく全体とおおむね一致していました。また、調査対象者のうち、本調査時点で知的障害及びその疑いとされている者は三六名（二・二%）でした。

### (三) IQ及びIQ相当値の平均値

調査対象者のTK式検査のIQの平均値は、八五・一でした。これは、社会一般において「やや低い」域に分類される値です。

CAPASの結果により算出したIQ相当値の平均値も、同水準の八五・二となっています。<sup>(4)</sup>

また、TK式検査のIQとCAPASのIQ相当値を

なお、法務総合研究所によつて二〇一三年になされた「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」という研究では、その題名のとおり、知的障害及びその疑いを有する受刑者に対して実施したWAISの結果と刑事施設における処遇状況が詳細に報告されています。しかし、当然ながら、その調査結果を受刑者全般の知的能力に関する知見としては当てはめられません。

こうした問題意識から、矯正研修所効果検証センターにおいて、これから紹介する市販の知能検査を用いた二つの大規模調査を実施しました。

### 三 受刑者全般の知的能力に関する調査（図2）

#### (一) 調査概要

受刑者の知的能力の実態を全般的に把握するため、受刑者に対する①TK式3B田中B式知能検査（以下「TK式検査」という）、②CAPASI・IIを実施しました。なお、TK式検査とは、市販の集団式知能検査で、前述の新田中B式知能検査（CAPASのIQ相当値を推定

年齢群別に示したグラフを見ると、いずれも、加齢に伴つて平均値が低下しています。例えば、TK式検査では、二〇代の受刑者のIQの平均値は九七・〇ですが、七〇代以上では六〇・二となります。

さらに、調査対象者の年齢構成比を見ると、六〇歳以上の者の割合は一五・三%であるところ、TK式検査でIQが七〇未満であった者四〇九名を見ると、六〇歳以上の高齢者の割合は三六・九%に上ります。その一方で、二〇代、三十代の若年者の割合が少なく、これは、CAPASのIQ相当値でも同じ傾向が見られます。

このように、TK式検査やCAPASの結果を参考にする上で、加齢に伴つてIQ等が低下し、IQ等が低い群に高齢者が多く含まれる点に特に留意が必要です。

#### (四) 加齢に伴うIQ等の低下の背景

加齢に伴うIQ等の低下の背景として、IQの算出基準の影響が考えられます。CAPASやTK式検査では、二〇歳であれ、七十歳であれ、年齢による能力の差は考慮せず、成人では全年齢の受検者の検査結果を同じ基準で処理し、IQやIQ相当値を算出しています。

しかし、一般にCAPASやTK式検査で測定される能力は、成人期以降、加齢に伴う運動機能や認知機能の低下を受けて低下しやすいとされます。そのため、それらの検査を成人に用いた場合、全年齢で同一の基準を用いてIQ等を算出することが影響し、若年者と比較して、高齢の方方が低い値になる傾向があります。

CAPASやTK式検査を陸上競技の一〇〇m走に例えると、年齢が上がるにつれて運動能力が落ち、タイムも落ちることは避けられませんが、全年齢をひとくくりにして、一律に順位を付けるイメージです。そのため、受検者の年齢が上がるにつれて数値（順位）の平均値が低下し、数値（順位）が低い群に高齢者の割合が多くなると考えられます。

### (五) 年齢群別のCAPASとTK式検査の結果の特徴

CAPASとTK式検査の年齢群別の平均値を比較すると、更にその特徴が見えてきます。四〇代の場合、両者の平均値はほぼ同じ値ですが、四〇代を境にして、年齢が低くなればなるほど、また、年齢が高くなればなるほど、両者の平均値には開きが出てきます。具体的には、

二〇代、三〇代は、TK式検査のIQの方が高く、五〇代以上は、CAPASのIQ相当値の方が高く出ています。

この平均値の開きの原因として、CAPASのIQ相当値の算出に係る「線形回帰」と呼ばれる統計的手法による影響が考えられます。すなわち、CAPASのIQ相当値は、TK式検査のIQに比べて得点のばらつきが小さいことにより、全体的に分布が平均値付近に近付き、高得点者と低得点者との差が狭まりやすくなっています。複雑な統計分析の話になるため、これ以上の説明は避けますが、いずれにせよ、CAPASのIQ相当値は、その平均値から遠ざかる高得点者（若年受刑者に多い）や低得点者（高齢受刑者に多い）ほど、TK式検査のIQとの開きが生じやすいことを認識しておく必要があります。

## 四 高齢受刑者の知的能力に関する調査結果（図3）

### (一) 調査概要

全国の刑事施設<sup>⑥</sup>において刑執行開始時調査を受ける六五歳以上の受刑者一三五名を調査対象者としました。その性別、年齢、犯罪傾向の進度等の分布は、高齢受刑者全体の分布とおおむね一致していました。また、本調査時点では、知的障害及びその疑いとされている者は二名

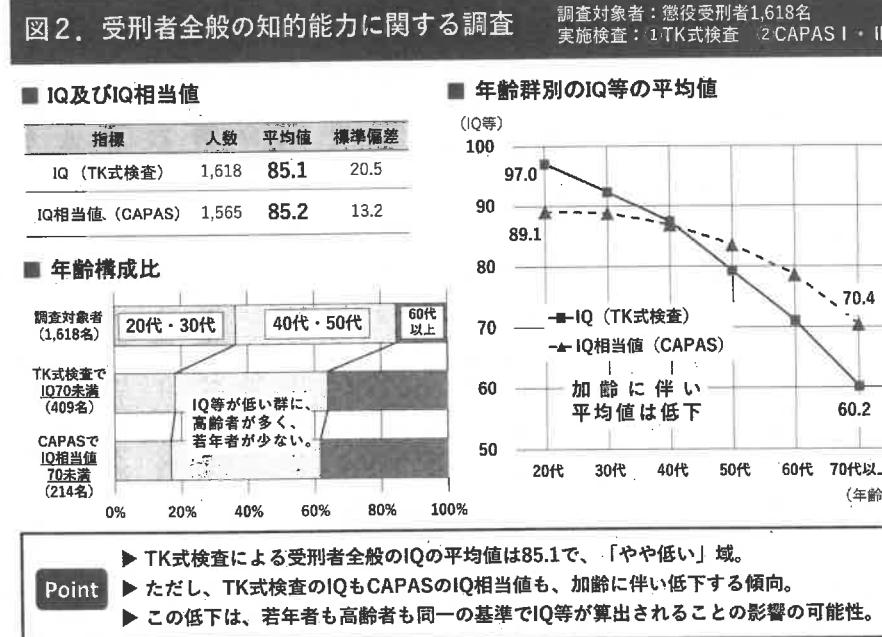
**(一) 調査対象者**

なお、刑事施設においてWAISは、先述のように知的能力の精査が必要とされる受刑者に実施する個別式知能検査ですが、本調査では、そうした対象者に限らず、高齢受刑者全体を対象に実施しました。

先ほどの調査で、高齢受刑者のCAPASとTK式検査のIQ等の平均値が低かった要因として、IQ等を全年齢同一の基準で算出することが考えられました。とはいえ、高齢受刑者の多くが実際に知的能力の制約を抱えている可能性も否定できません。

そこで、高齢受刑者に特化して知的能力の詳細を把握するため、先ほどの調査とは別の高齢受刑者群に対して、①WAIS（最新版のWAIS-IVを使用）と②CAPASI・IIを実施しました。

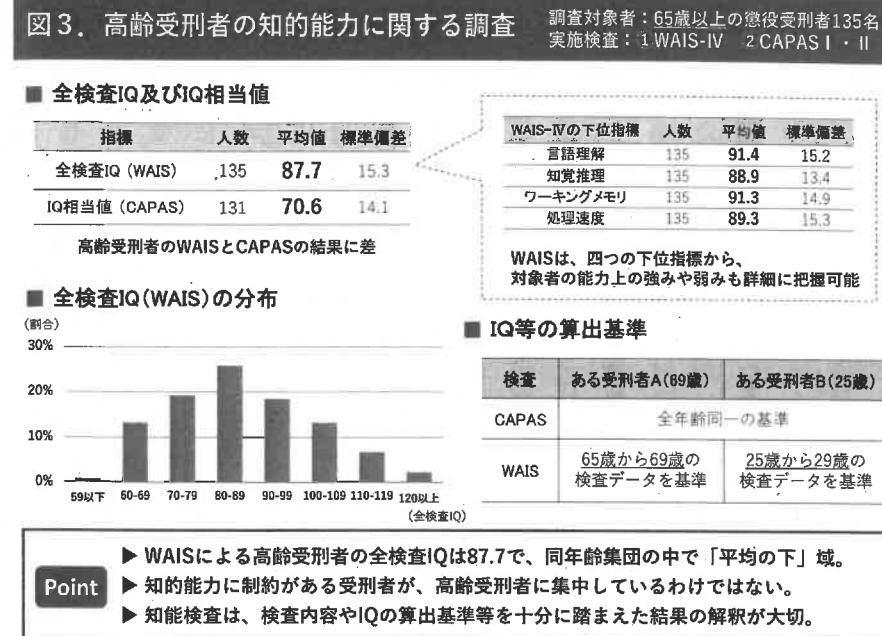
図2. 受刑者全般の知的能力に関する調査



(一・五%) でした。

なお、認知症及びその疑いのある者、会話及び意思の疎通に困難があり、調査の実施が難しい者は、初めから除外しています。

### (三) WAISの全検査IQの平均値



調査対象者について、その全般的な知的能力を示すWAISの全検査IQの平均値は、八七・七で、「平均の下」域に分類される値でした。また、知的能力が「非常に低い」域である、全検査IQ70未満の者は全体の一四・一%でした。この結果から、高齢受刑者に知的能力に制約がある者が集中しているわけではないことが分かります。

### (四) 高齢受刑者の知能検査の解釈上の留意事項

先の調査も併せた二つの調査結果から、高齢受刑者に実施したCAPASやTK式検査とWAISとの間には、IQ等の数値に大きな差があることが分かります。この理由として、そもそも検査内容や実施方式等の違いがありますが、それ以上にIQ等の算出基準の違いによ

る影響が大きいと考えられます。すなわち、CAPASやTK式検査では、成人の全年齢で同一の算出基準を用いている一方、WAISでは、年齢群ごとの異なる算出基準を用いて全検査IQを算出しています。

先ほど、CAPASやTK式検査を100m走に例えましたが、様々な領域の能力を詳細に測定するWAISは、いわば陸上の十種競技であり、それを二〇代の部、六〇代の部のように年齢群ごとに順位を付けるイメージです。二十五歳であれば、二十五歳から二十九歳までの検査結果のデータを基に、六九歳であれば、六五歳から六九歳までの検査結果のデータを基にそれぞれのIQ（順位）が算出されます。そのため、ある六九歳の高齢受刑者ともIQの平均とされる一〇〇であつたとしても、それは、同等の能力を有することを示しているのではありません。受刑生活の全般で發揮できるパフォーマンスは、若年受刑者の方が上回っていると考えられます。

ある対象者のCAPASやTK式検査とWAISのIQ等の間に差が出ていたとしても、それぞれ意味のある正しい値ですが、同列には扱えません。それぞれの検査

内容やIQ等の算出基準等を十分に踏まえた上で結果の解釈が求められます。

### (五) 個別式知能検査の結果の活用

WAISでは、全検査IQのほか、領域別の能力を示す指標として、言語理解（言語の理解力、知識等）、知覚推理（視覚的な情報処理能力、直感的な推理力等）、ワーキングメモリ（一時的な記憶力等）、処理速度（作業を素早くこなす力等）という四つの指標得点が算出され、相対的な能力の位置付けだけでなく、対象者の能力上の強みや弱みを詳細に把握できます。

本調査の高齢受刑者一三五名の四つの指標得点の平均値を比較した場合、大きな差は認められませんでしたが、例えば、各指標得点の高低から、耳で聞いて理解するよりも目で見て理解する方が得意だという受刑者に対しても、刑務作業を指導する際、言葉で手順を説明するよりも、実際に作業の手本を見せた方が、理解が促されやすいと考えられます。

ちなみに、WAISの四つの指標得点のうち、「言語理解」によって測定される能力は、他の能力と比べ、一

般に加齢を経ても低下しない」とが指摘されています。紙面の都合で詳細は割愛しますが、本調査の高齢受刑者にも同様の傾向が認められています。今後、高齢受刑者と若年受刑者のWAISの結果の詳細な比較検討等から、言語能力や知識・経験といった高齢受刑者の能力上の強みを更に特定できれば、高齢受刑者に効果的な矯正処遇を実施する上で手掛かりになると考えられます。

## 五 おわりに

以上、令和三年度に効果検証センターにおいて実施した、受刑者の知的能力に関する調査結果について紹介してきました。

知能検査は、ともすれば、結果の数値のみが一人歩きしやすく、検査の内容やその数値の意味を正確に理解しないまま、単純に数値の高低による解釈や順位付け等を行うことで、対象者の本来の姿を見誤るおそれがあります。

現行のCAPASは、様々な年齢の者が所属する受刑

者集団において、平均的に求められる能力を対象者がどの程度有しているかを効率的に把握する上で有効であり、一方、WAISは、対象者個々の能力上の強みや弱みを詳細に把握し、効果的な働き掛けや社会復帰支援のニーズ等を探る上で有効と言えます。こうした各検査の特性や検査結果の数値が意味するところを職員や関係機関の間で正しく共有し、活用していくことが、個々の特性に応じた充実した処遇、ひいては再犯防止につながります。

拘禁刑の創設に伴う、新たな法制度の下では、受刑者の個々の特性を踏まえた矯正処遇の展開に向けて、受刑者の能力測定の重要性もますます高まると考えられます。本稿で紹介した受刑者の知的能力に関する知見や知能検査の結果を解釈する際の留意事項等が、受刑者の的確なアセスメントや効果的な処遇・支援を展開する上での一助となれば幸いです。

最後に、本稿で紹介した調査の実施には、全国の調査対象施設の職員の皆様を始め、多くの方々に御協力をいたただきました。この場を借りて、深く感謝申し上げます。

### 【参考文献】

法務総合研究所（一〇一四）「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」[法務総合研究所研究部報告五二]  
嶋倉 徹（一九九八）「IQ相当値と回帰効果」[CAPAS] Journal（第一〇号）  
羽根 啓一（一九九一）「分類調査票を理解するために—やさしい心理テストの解説」[第二回 能力検査]「刑政第一〇二巻一号」

- (1) CAPASは、「Correctional Association Psychological Assessment Series」の略であり、「キャパス」と呼称される。
- (2) 羽根（一九九一）において、CAPASの概要や検査結果の読み方が分かりやすく解説されている。
- (3) いわゆる医療刑務所、拘置所、拘置支所、PFI施設、調査専門官の配置がない施設、廃止予定の施設を除く六一庁。
- (4) CAPASは、本来I・IIを総合して結果を算出することを前提に開発された検査だが、CAPASIのみの結果の算出も可能。検査の類似性の観点から、CAPASIのみのIQ相当値とTK式検査のIQの比較も考えられるが、現状、多くの刑事施設において、CAPASI・IIの双方を活用しているため、本稿では、CAPASI・IIのIQ相当値を算出した。
- (5) いわゆる「回帰効果」と呼ばれる現象であり、嶋倉（一九九八）でも指摘されている。
- (6) いわゆる医療刑務所、少年刑務所、拘置所、拘置支所、PFI施設、調査専門官の配置がない施設、廃止予定の施設、在所人員が少ない施設を除いた五四庁。
- (7) 本稿の内容は、令和四年三月に矯正局成人矯正課及び矯正研修所効果検証センターにおいて取りまとめた、執務参考資料「受刑者の知的能力の実態—一般知能検査による検討及びCAPAS能力検査活用上の留意事項」により詳しく掲載されている。